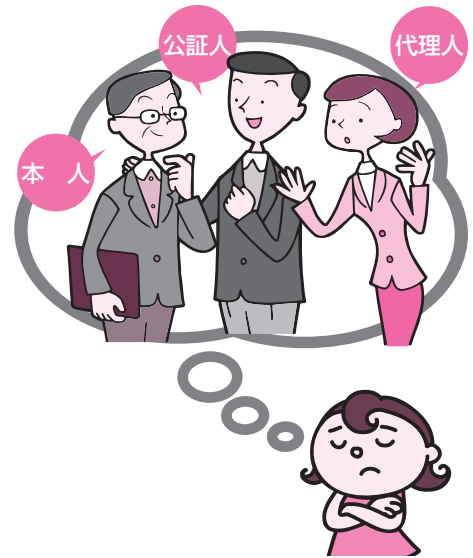


任意後見制度?

任意後見制度は、本人が十分な判断能力のあるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、自ら選んだ代理人（任意後見人）と自分の財産管理などに関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。



任意後見制度



Q 任意後見契約はいつから効力を持つのですか？

A 任意後見契約の効力が生じるのは、本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行い、任意後見監督人が選任されてからです。その後、任意後見人が任意後見契約に基づいて本人を保護・支援することになります。
任意後見監督人は、本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかチェックします。

Q 任意後見契約を結ぶための費用は？

A

- 公正証書作成の基本手数料 (11,000円)
- 登記嘱託手数料 (1,400円)
- 登記印紙代 (4,000円)
- そのほか本人に交付する正本の用紙代や郵送用の切手代などが掛かります。

※詳しくは、室蘭公証役場（室蘭市東町2丁目24-15・☎④8630）にお問い合わせください。

成年後見制度利用支援事業とは?

本来、成年後見制度（法定後見）の開始手続きは、本人・配偶者・四親等内の親族などが行います。しかし、本人に親族がないなどの理由で申し立てができない場合は、市町村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられています。

『成年後見制度利用支援事業』は、親族がないなどの理由で法定後見開始の審判の申し立てができない場合に市長が申し立てを行うものです。

また、申し立てに係る費用を負担できない場合にはその費用を市が負担するとともに、成年後見人等への報酬を負担できない場合には、市が報酬の一部、または全部を助成するものです。

▶対象 親族がないなどの理由で、成年後見制度の申し立てをする方がいない認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者

申し込み・問い合わせ
高齢・介護グループ
(☎⑧5720)
または
障害福祉グループ
(☎⑧53732)

成年後見制度について学びませんか

法律の専門家であり、自ら成年後見人として活動されている司法書士の方を講師に迎え、成年後見制度についての講演会を開催します。

- ▶日時 6月23日(火) 13時30分～15時30分
- ▶場所 市民会館中ホール
- ▶参加料 無料
- ▶講師 伊奈綾さん(司法書士)
- ▶申し込み 6月1日(月)から電話で高齢・介護グループ